

仕様書

1. 件名 感染管理システム開発業務

2. 目的

本業務の目的は、感染管理システムを導入して、院内全体の感染状況を把握することにより、院内感染の拡散を防止し、患者の状態を総合判断し早期の対応に繋げ、感染管理の「安全性」、「確実性」、「効率化」の向上を図ることを目的としています。

3. 業務期間 契約締結の日から6ヶ月(予定)

4. 業務内容

受注者は、当院が指定する感染管理システム開発業務を、別添『技術的要件』に従って行う(以下「本件業務」という。)

なお、受注者は本件業務の履行にあたり、発注者の指示を遵守すること。

- ・ 対象となる電子カルテシステムについて、事前調査を行うこと
- ・ 記録データの種類、記録方法、電子カルテシステムでの表示方法については、事前に契約担当課と協議すること
- ・ 感染管理システムの構築については、関係諸法令・規則等に則ったものであること
- ・ 感染管理システムの内容に関する当院の職員からの問い合わせ等に対しては、迅速且つ誠意をもって対応すること

5. 守秘義務等

(1) 病院が管理する職員・患者等の個人情報(個人情報に関する法律第2条第1項の個人情報に該当する情報をいう。)及びこの請負業務に関連して知り得た情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密に管理し、第三者に開示・漏洩してはならない。なお、本件についてはこの請負期間の終了後も有効に存続するものとする。

(2) 前項により生ずる一切の損害賠償は、受注者が負担するものとする。

(3) 別記、個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守するものとする

6. 接続する医療機器

本業務に係る対象機器は、下記のとおりとする。

- (1) ソフトウェアサービス(株) 電子カルテシステム
- ・ Newton 2

7. 業務委託料の支払い

乙は、業務が完了したときは、完了した業務に相当する契約金額の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙から支払請求があったときは、正当と認められる支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

8. 特記事項

- (1) 広島記念病院が保有する、もしくは取得が容易な情報・データについては、本業務を遂行する目的のみに使用することを条件に、必要に応じ提供する。
- (2) 本業務の作業項目や作業スケジュールの詳細は、必要に応じて協議の上で決定する。
- (3) 仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、受託業務の範囲に含まれるものとする。
なお、疑義が生じた場合には、当院と受注者の間で協議して決定するものとする。

10. 問合せ先・書類提出先

〒730-0802

広島市中区本川町一丁目4番3号

国家公務員共済組合連合会 広島記念病院

用度施設課

TEL:082-292-1271 内線 2330

FAX:082-292-8175